

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与について、俸給月額及びボーナス並びに各種手当等の改定を行うとともに、一般職の職員の勤務時間及び休暇について改定を行う。

改定の内容

1. 給与改定

①月例給の改定【令和8年4月から改定】（第1条）

- (1) 一般の職員については、民間給与との較差15,056円（3.51%）を解消するため、俸給表を引上げ改定
 - ・ 初任給については、総合職・一般職ともに9,500円の引上げ
 - ・ 再任用職員については、行政職俸給表（一）で平均改定率8.5%の引上げ改定
- (2) 指定職職員（本省の部長、審議官級以上）については、行政職俸給表（一）10級の平均改定率（3.0%）と同程度の引上げ改定

②特別給（ボーナス）の改定【令和8年12月期から改定】（第1条、第2条）

- (1) 一般の職員 年間4.65月分 → 4.70月分（0.05月分引上げ）
- (2) 指定職職員 年間3.50月分 → 3.55月分（0.05月分引上げ）

③その他の改定【(1)は令和8年4月、(2)(3)は令和9年4月から改定】

- (1) 広域異動手当 : 支給割合の引上げ（第1条）
- (2) 転居手当 : 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（第2条）
- (3) 特定任期付職員の勤勉手当 : 支給総額を定める規定の見直し（第7条）等

2. 職員の勤務時間及び休暇の改定【令和9年4月から実施】（第3条）

①年次無給休暇の新設

全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる年次無給休暇を新設

②時間単位の代休制度の新設等

休日勤務が1日に満たない場合でも、時間単位の代休を指定可能とする休日勤務代休時間の新設等

施行期日

法律の公布の日（一部の規定は令和9年4月1日）